日本書紀朔日考 Ⅵ

内山守常

日本書紀朔日考 Ⅵ

内山守常

おことわり 本稿は『日本書紀朔日考』下の四とすべてのものであるが、今回から本誌の英文題名に合わせて、上のように変更した。お許しを乞う。

§ 11. 安藤有益 その一

既にしばしば述べてきたが,渋川春海の『日本長暦』と前後して,独立 に神武元年以来の朔日を,計算で求めたものに,安藤有益の『本朝統暦』 がある。現在国立公文書館(内閣文庫)に保管されている。

『本朝統暦』は全部で12巻からなり、第1巻には寛文戊申季春〔寛文8 (1668)年3月〕の弘文院林学士〔鵞峯林春斎(元和4 (1618)年~延宝8 (1680)年5月5日歿〕の序文があり、また第12巻には、貞享丁卯季夏〔貞享4 (1687)年6月〕の整字林鳳岡〔正保元(1644)年~享保17 (1732)年6月1日歿〕の後序があり、さらに同年7月既望の安藤有益自身の跋文がある。

貞享4年の翌年が元禄元年であるから,貞享4年7月以降,元禄始めにかけて刊行されたことは明白であるが,出版者の奥付はないので,詳細確実な出版年は不明である。ただ,後に原文を示めすが,最後の有益の跋文中に「家に蔵す」という一句があるので,出版は意外に後のことかも知れない。

吉村寛泰編の『日新館志』(文政六(1823)年)という会津藩校の名前を とって、会津の教育、学問、武道、人名、系統、文庫目録等を記るした30 巻の写本がある。残念ながら間違いもあって、――書き違い(写し違い) かも知れないが――ともかくすべてが正しいとは言えない点もあるが、その『日新館志』巻の十九の「書目略解」の「医数類」という項に

本朝統曆十二巻

安藤有益撰 元禄八年作

という記述がある。元禄8年とはずいぶん後になったものだと思うが、あるいは案外この年になって出版されたのかも知れないという疑いは残る。

内閣文庫の図書目録では、以前は「元禄活字本」とされ、これが『増修日本数学史』(昭和35年8月、恒星社刊)の頭註(全書153ページ)に、平山諦先生の手でのっていたが、昭和50年発行の『改訂内閣文庫国書分類目録』からは「〔貞享〕刊(木活)」本とされている。そしてさらに、さる昭和51年の『江戸時代の科学技術書展示目録』では、

本朝統曆 一二巻 安藤有益 貞享四刊(木活)

干支・大小正関・二十四気・日月蝕等を記入した日本の暦。はじめ 貞観三年(861)から寛文八年(1668)までの分を編集し、後に神武天 皇元年から貞観二年までと、寛文九年から貞享元年(1684)までを増 補し、貞享四年に至って全十二巻を完成した。書名は林鵞峯の命名に かかる。巻首に寛文八年林鵞峯序、巻末に貞享四年林整宇後序と自抜 とがある。その年の刊行であろう。

安藤有益は会津藩士, 通称は市兵衛。 数学者で, また 暦法に精通 し, 別に『東鑑暦算改補』の著もある。

巻頭書名の下に「安藤有益考」,版心にも「有益考」と印刷した木活字本。四周単辺,有界,十一行,二十九字。序跋や目録は書写。印刷部数が僅少であった故か,他に全く伝本が無い。

と,誠に適切,簡単な紹介をしている。

しかし貞享4年の刊行という確たる証拠はないようである。

ここで藤原松三郎先生の書かれた『明治前日本数学史』第1巻(1954年 12月岩波書店刊)の230ページから231ページを引用しよう。「有益は市兵 衛と称し、会津藩の士である。いま『会津藩有名録』より抄録せるところ の一文、日本学士院にあり。次にこれを挙げる。」として以下『会津藩有 名録』の抄録を摘記されている。すなわち

若ふして算術を毛利重能,高原吉種(藤原註——これは今村知商と 誤ったのであらう)に学ぶ。

正之公(筆者註保利正之初代会津藩主)最上に移り玉ふや,有益召 し出されて茶坊主となる。慶安三年切符米五十俵六口俸を給せられ, 江戸邸の勘定役人に擢でられ,万治年切符を収て百石を給せらる。会 津風土記の編輯に際し,有益郡村を巡視し,地積を丈量す。又島田覚 右衛門と共に猪湖戸の口或は蟹川村提防の事に任す。有益曽て飯豊盤 梯の諸高山を測量す。

適々常平法を発行せらる。……皆有益が起算する所にして,精算厘 毛絲に至るまで違算なし。

延宝三年百石の加増あり。貞享二年外様士となる。是れ二子各左衛 門が供番に召出されしを以てなり。同四年郡奉行仮役となる。

元禄元年猪苗代鹿畑村の事に坐し、山三郷極入村に配せられ、石禄を没収せられ、更に五口俸を給せらる。居ること八年帰任を許さる。 同九年又五十口俸を給せられ、江戸邸勘定後立会となり、明年百石を 給せられ、普請奉行となる。

長子久左衛門,次子各左衛門皆他へ出でしを以て,長孫承祖を許さる。貞享二年九月八日歿す。寿八十四。法号信敬院善了。北会津郡門田村字小田宝雲山大龍寺に葬る。

著書, 常平法, 本朝曆統, 東国物語等あり。

有益性倹勤にして、傘の小片紙を貯ひ、之を連貼し、或は故紙に著

書を稿す。 其稿猶極入村佐藤次郎太方に 存す。 同家に 東国物語を伝 ふ。結尾に,

> 清書と違ふ廉あれど、懇情により紀念に遺す。 元禄七年甲戌三月三日 安藤市兵衛 極入村肝煎 佐藤藤左衛門殿

と自書したるもの今に存せりといふ。

を載せている。そして藤原先生も「貞享2年(西紀1685)9月8日歿すとあるのは矛盾する。あるひは享保の誤りではないか」と記るしておられる。以上旧仮名遣いのままだが,『明治前日本数学史(初版)』を再録した。(ママ)を入れたのは筆者である。例えば有益の次男の各左衛門は名左衛門が正しく,書名が『本朝統暦』であるのは云うまでもないし,最後の藤左衛門は藤右衛門である。『会津藩有名録』は明治20年頃に書かれたものだそうだが,以上のように,歿年はもちろんかなり誤りがあるようだ。

佐藤家は連綿と続いた旧家で、当主は佐藤弥吉翁である。上記の次郎太は弥吉翁の父君である。(平山先生は次郎多と聞かれたようだ。) 私は昨年の夏、仙台の平山諦先生や、福島県和算研究保存会(事務局福島市渡利字絵馬平91)の方々と同行して、佐藤家を訪れ、安藤有益の遺品を調査させて戴いた。佐藤家の方々をはじめ、その際お世話になった西会津町教育委員会事務局の方々、文化財調査委員の方々に厚く御礼を申上げたい。

この時のことは、福島県和算研究保存会の『研究報告』第9号(昭和53年3月)に、同会事務局長の長沢一松氏によって詳細に述べられている。 私もいずれ後に、同誌から引用させて頂くつもりである。

安藤有益は,貞享4年から会津藩の郡奉行(郡奉行仮役ともいう)であったのが,元禄元年十月二十六日に,会津の山三郷極入村——現在も国土地理院の五万分の一の地形図「大日岳」には「極入」の地名が出ているが,現在の福島県耶麻郡西会津町奥川大字飯根字田尻1156番地である——の名

主の佐藤藤右衛門方に蟄居を命ぜられ、上の『明治前日本数学史』の引用 によれば、元禄8年までそこに幽閉されていたことになっている。

佐藤家には、現在安藤有益の遺品三点が残っている。その一つが上の引用にも記されている、極入村蟄居中に書いたという『東国物語』8巻の草稿である。ついでながら、『明治前日本数学史(初版)』第1巻 239ページには、藤原先生が

「その他数学天文学に関係せざる書としては,

東国物語 20巻

常平法

がある。」

30一自 I —101

と記るしておられるが、20巻は明らかに8巻の誤まりである。

『東国物語』について,前述の『日新館志』巻十九の「書目略解」の中の軍籍類に,(原漢文,以下の括弧内は筆者の註)

東国物語 八巻

安藤有益撰、頼朝、頼家、実朝のことを記るす。故に一に鎌倉三代記という。直筆飾らず、年月尤も詳し。評語を間雑す〔評語を間にはさむ〕。いわゆる実録なり。予かって聞く。有益謫居に在りし時、すこぶる白紙に乏し。故に廃紙の余白をたちて、これを黏接し、斯の編を書す。今やその真本を見るに、果然小紙片を黏接し、わずかに一張となす。その労想うべきなり。又一本あり。実川村に存す。見る者いわく、この本と同一手筆也と。精力倦まず、その麁心ならざること見るべきのみ。〔麁心は心がきめこまかでないこと〕

と記るされている。 実川村にあるのは、 有益が後に 清書した 本であろうか。今それはどうなっているのであろうか。

私は佐藤家所蔵の『東国物語』を見せて戴いたが、寛永21年に出版刊行された回生庵玄璞の『宣明暦』数冊をつぶして、 その 上部 だけを 切り取

101

り、貼り合せて1ページとして、そこに『東国物語』を書いたのである。これが上の「廃紙の余白をたちて……」のことである。そして私はこの切取った下部に、恐らく彼の畢生の大著である『本朝統暦』の原稿が書かれていたのではないかと推定する。否むしろその『宣明暦』の下部に書かれていた『本朝統暦』が、既に印刷なって、不要になり、その上部の白紙の部分と、二十四節気の名前だけを印刷してある部分が、極入村蟄居中には、いかにも勿体なく惜しく思われたので、これを断裁して貼り合わせ、『東国物語』の原稿用紙として使ったのではないだろうか。さらに想像を

『東国物語』の原稿用紙として使ったのではないだろうか。さらに想像をたくましくすれば、ちょうど印刷終った原稿が、彼の許へ返送されて来たのを、早速利用したのではないだろうか。わずか半日の調査なので、詳しく数は調べなかったけれど、400枚近くのこの部分の紙が貼り合わされて使われていたように記憶するので、ちょうどそれに符合するように思われる。ただし『本朝統暦』の原稿は見つかっていない。

さて、『東国物語』は、前述の『日新館志』にあるように、頼朝挙兵以来の鎌倉の歴史物語で、恐らく『吾妻鏡』を底本として書かれたものと思われる。彼は既に延宝 4 (1676)年頃までに、『東鑑暦算改補』を書き終わり⁽¹⁾、『吾妻鏡』は当然所持していたと思われるからである。『東国物語』の最終巻である第8巻は、貞応 2 (1223) 年で終っているが、その最後の

⁽¹⁾ 東鑑曆算改補 『吾妻鏡』は治承4年から文永3年まで87年間の記録であるが,このうち13年分がない。この13年間の月の大小,正閏日月食等を補い,さらに,月のないものが37,大小閏月等を誤ったものが9,重出したもの2,月の大小の記載のないもの117,誤るもの21,日の干支のないもの412,干のないもの1,干がなく支を誤るもの1,日を誤るもの4,干支を誤るもの181,支を誤るもの94,干を誤るもの65というように,宣明暦によって,再計算訂正したものである。『日新館志』は『東鑑曆算改補』を延宝8年作で,翌天和元年に藩主に献上したとしている。なお「延宝庚申(8年)秋」という山崎敬義(闇斎)の序文のある本(未見)があるそうである(『日新館志』巻19)。国立公文書館本は,有益の印の押された版本であるが,これにはない。異版であろうか。

ページに, 先の『会津藩有名録』にも引用された佐藤藤右衛門宛の手紙が ある。すなわち,

右八冊之下書,其元山家に罷在侯内,元禄三年庚午の春夏秋書し侯。 中の春,御免にて,若松へ参,申酉両年に清書いたし,所々指引有之 侯に付,清書とはちがひ侯へども,山中にて書しまま遣し侯様にと被 申侯間遣し侯。何の用にも立まじく侯へども,かたみに可被成侯以上

元禄七年甲戌三月三日

安藤市兵衛

有益

書判

極入村佐藤藤右衛門殿

と読める。(句読点と振仮名は筆者。) 「肝煎」とは記るされていないが, 苗字を許されているのだから,実際は名主肝煎であったはずである。『会 津藩有名録』は恐らく昔見た記憶によって書かれたものであろう。もちろ ん実物は縦書で,本文は6行に記され,宛名とともに8行の手紙である。 なおこの手紙は,西会津町教育委員会発行の『重要文化財』第1集にも掲 載されているが,私と少し読み方が違うようである。実に達筆な草書で書 かれているので,私の読み方も本当ではないかも知れない。

この手紙によれば、「御免にて」と記るしているから、藩主の許しを受けて、申の春すなわち元禄5年の春に極入村を出て、若松城下に帰り住んでいたと思われる。もっとも若松に帰っても、城内はお構えで、廓内へは入れなかったようで、大手の内徘徊自由というお許しを得るのは元禄8年2月になってからと思われる。(『会津家政実紀』巻78、元禄8年による。)そして元禄8年6月5日の『本朝統暦』の献呈となるのである。

けっきょく、極入村蟄居は元禄元年11月から同5年2月までの3年余で あったと思われる。

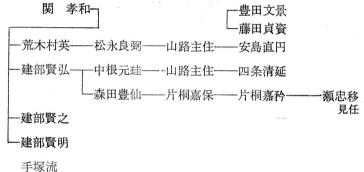
ところで『本朝統暦』の献呈であるが、罪人から藩主への献呈などは論外なので、許されてから献呈したと考えるのが自然であるのに、会津には『本朝統暦』を献呈したので許されたという方が多い。この点が私には疑

間であったのだが、その根拠はやはり前述の『日新館志』からであることが分った。すなわち、同じ『日新館志』の巻二十、書目略解の雑著類に、

本朝曆統 安藤有益撰。元禄八年進呈之。 ^{是算} 安藤

という記述がある。そこで『日新館志』の巻十,算術伝のところを見ると 算術伝

島田貞継——安藤有益——渥味重勝——関脇重主 関流



一级们

手塚光鷹-阿部重興-米野久豊-桜田芳貫-平山布恭-川崎胤茂 見任

という系図と、島田貞継、安藤有益、関孝和等の伝記が書かれている。島田は上の系図にあるように安藤の恩師であり、また島田貞継の妹を安藤有益が娶っているので、本稿に関係があるので、島田と安藤の分だけを引用しよう。原文は漢文(句読点のみ)で書かれているが、ここでは私流の読み下し文で引用しておく。

島田貞継

島田貞継は覚右衛門と称す。駿河の人なり。正保二年冬十二月,算 を善くするを以て,秩二百石を賜う。三年五月来,勘定局の事に任ず。 慶安三年春正月江戸に移り、勘定奉行となる。冬十二月秩五十石を益す。承応二年春二月幕府、公をして日光祖廟を修理せしむ。因って総司を命ず。修理既に成り、大君召して羽織麻衣及び銀十枚を賜う。公も亦銀若干を賜う。明暦三年春正月藩邸延焼す。命じて材木を大坂に買わしむ。秩九月再び前命を以てす。往く。万治元年秋七月大君邸地を箕田に賜う。二年冬十月三たび前命を以てす。往いて帰える。金十両銀二枚を賜う。新邸落成す。屢ば時服及び銀若干を賜う。普請奉行に進む。秩百石を益す。寛文五年夏四月公新邸に移る。因って銀五枚を賜う。六年夏四月来って盤梯山の高卑遠近を測る。ついで蟹川村防水の事に任ず。八年新邸延焼す。四たび前命を以てす。往いて帰る。金銀を賜うこと前命の如し。延宝三年老を以って辞して無役組となる。前の恪勤を賞し、銀二十枚を賜う。八年秋七月卒す。享年七十一。願成就寺に葬る。法謚秋月院応誉宗感居士という。

安藤有益

安藤有益は市兵衛と称す。羽州の人なり。其の先は世々最上家の臣たり。初め会所坊主となり,慶安三年夏五月勘定吏となり,俸六口米五十苞を給せらる。六月算を善くしかつ学才あるとなし,庶務を兼ねしめ,移って江戸に居る。万治二年冬,更に秩百石を賜う。寛文四年山崎嘉,有益をして先公の事実を草せしむ。五年春二月秩五十石を益す。秋活字を以て,玉講附録の印行を命ず。六年公風土記を草することをなさしめ,貞継とともに封内を巡行し,湖水滬濶,蟹川村防水の事を啓き,且つ盤梯飯豊の極高を測りこれをひらく。貸府金と称することに任ず。十一年夏仙台に原田甲斐の変あり。密かに往き,帰りてそのことをもうす。十二年糶糴漕運の事及び常平法の事を啓す。因ってこれに任じ,ついで廻米局会計法を変更す。以って将来の準縄を為す。延宝三年秩百石を益す。天和元年東鑑暦算改補を呈す。貞享二年

その恪勤のため、二男名左衛門を擢んでて供番となす。三年勘定頭を 免じ、四年公に従って京師に朝す。帰って郡奉行となる。元禄元年冬 十月故あって免ぜられ、極入村に流さる。俸五口を給せらる。五年城 下に居ることを許されるも、なお 廓内に入るを 禁ぜらる。 八年本朝 暦統を呈し、ついで郭内に入ることを許さる。 九年江戸に召され、勘 定局台所の事を督す。俸五口を増す。十年普請奉行となり、更に秩百 石を賜う。十四年老を以て免じられ、外隊士となり、帰って会津に居 る。十六年嫡子久右衛門永の暇を請うを以て、請うて名左衛門を嗣子 となす。宝永元年名左衛門出奔す。二年孫靱負をもって嗣子となす。 五年夏六月卒す。寿八十五。大龍寺に葬る。法諡雄岳全機居士という。 外孫有弘これを建て、墓表に履歴をその陰に勒すという。

とある。これが『日新館志』にある安藤の伝記で、『日新館志』にはこの 次に関孝和伝が書かれているが以下は省略する。

これが有益が『本朝統暦』を献上して、それで許されたという根拠になっていると思う。しかし私は『本朝統暦』を献じたのと、有益が廓内に入るのを許されたのとは、後に引用するが『会津家政実紀』の記事の通り順序が逆で、『日新館志』の記事は誤りだと思う。『本朝暦統』と書名を誤ったのも、誠に象徴的であると思う。

ついでながら、小川港の『会津藩教育考』の第三十章古人事歴に、安藤 有益伝を載せているので、これも資料として再録しておこう。『会津藩有 名録』と、資料の出所は同じと考えられ、引用書目を記るしているからで ある。

安藤有益

通称は市兵衛、鳥居家の遺士なり^{啞の}少うして算術を毛利重能の高足弟子高原吉種に学び^{算法沿}その術大に進む、また学識あり。土津神君(=保科正之)最上に移り給ひ召されて茶道主たり。慶安三年切符

米五十俵六日俸を賜はり, 江戸邸の勘定役人に擢でられ, 万治年切符 米を収めて百石を賜はりぬ。神君風土記を編輯し給ふや、有益郡村を 巡視し地積を丈量しき。また島田覚右衛門と共に猪湖戸の口、蟹川村 等提防の事を任ず。また飯豊、盤梯の諸高山を測量す。我が藩山嶽の 測量これを嚆矢となす。又玉山講義附録の成るや、活字印行を命ぜら る。寛文十一年仙台に原田甲斐が乱あり、有益自ら乞ひ、潜行して状 況を捜り、帰て上陳す。適々常平法を発行せらる。その法、歳の豊歉 により、穀価に昻低あり。士農と工商との間、権衡を失ふことあるを 以て,常平司を置き糶糴してこれを平均するなり。皆有益が起算せし 所にして,精算厘毛絲に至る。その小数を積み廻米役宰領役等の給に 充るが如き、精査至らざることなかりしといふ。延宝三年百石の加恩 あり。その勤労を賞せられしならん。先に進んで勘定頭たり。貞享二 年免じて外様士となる。二子名左衛門が、供番に召出されしを以てな り。同四年郡奉行仮役となる。元禄元年鹿畑村 耶麻郡 の事に坐し,山 三郷極入村^{耶麻}に適せられ,石禄を没して更に五口俸を賜る。居るこ と八年帰住を許さる。同九年また五十口俸を賜はり、江戸邸勘定役立 会となり、明年百石を賜はり普請奉行となる。曩者長子久左衛門、二 子名左衛門みな他に出でしを以て請ふ所あり、長孫承祖を許さる。宝 永五年六月二十五日病て死す。寿八十有四塚の独見 士。宝運山大龍寺に葬る 遺法帳 著書常平法,本朝曆統 学史門に 東国物 語あり、有益性資倹勤にして、傘の小片紙を連貼し或は故紙に稿せし あり、(以下割註だがここでは区別のため少し小文字で記るすことに する)

会津干城伝。極入村佐藤伊平が家に東国物語を伝ふ。結尾に清書と違う廉あれ ど懇請により記念に遺す。元禄七年甲戌三月三日安藤市兵衛 極入村肝煎佐藤 藤左衛門殿と自書したるもの今に存せりとぞ。或日ふ有益三黜三徴を経し。そ の一は本文に載するが如く、その一は明暦年江戸大火の中脱去して木曽山に行き材木を賠来れり。時に紀伊の材船火災ありしをしらずして入港せしかば、候その機に乗じて幕府に献ぜられ、有益が計画せし所機に後れしが続て献ぜられしなり。初め告げずして脱去せしを以て黜けられしが、幾干もなくしてまた採用せられき。その一はこれを談るもの忘れしといへり。このことは諸書に見ざる所なれど姑く書して識者を待つ。今墓碑存するあり。履歴を詳にするに可なるべきも、堙磨読むべからず実に惜むべし。また碑文集にも載せず。

とある。以上旧仮名遣いで、原文のままを引用した。

佐藤伊平は、前述の佐藤次郎太の父君である。だから『会津干城伝』が『会津藩有名録』よりも古るく、『会津藩有名録』は恐らく『会津干城伝』を敷写したものであろうと思われる。ところでこれによれば、有益が高原吉種に教を受けたということが『算法沿革書』に書いてあるそうだが、残念ながら、私はこの書は未見である。日本学士院か、東北大学にでもあるであろうか。有益が今村知商に学んだことは明かであり、その『竪亥録』を和解して『竪亥録仮名抄』を寛文二(1662)年に刊行しているからである。『啞の独見』は三宅新兵衛外二名の共著ということであるが、これも私は未見である。『本朝統暦』については「学史門に詳なり」とある通り、ここでは小川渉は次のように記るしている。

○元禄八年乙亥六月五日安藤有益市兵衛 自撰の本朝統暦を献呈す。同書 按ずるに有益は算術家にて、唐の徐昻が撰せし宣明暦に倣ひ、神武 天皇元年より霊元天皇貞享元年に訖る、百十三世二千三百四十四年間 年月日の干支、月の大小閏余、および朔望、日月の蝕節等を正したる ものにて、その内清和天皇に訖る八百年間にて七冊とし、既に寛文八 年林春斎の門人小出龍泉に倚て春斎に贈りたるに、この時春斎が本朝 通鑑、編撰の際にてこれによりて大に益を得て、序文を書し送りしと ぞ、本年に至り清和天皇以前、神武天皇に訖るまで、編撰全く成り、 合せて十二冊、林籟後序を書したりと。 同書というのは、前からの続きで、木本成理等協撰の『積慶録』を指しているようであるが、残念ながら原典に当っては調べられなかった。しかし元禄8年6月5日という日がわかったので、『会津家政実紀』に恐らくあると思って調べてみた。『会津家政実紀』は寛永八(1631)年から文化三(1806)年に至る会津藩の記録で、278巻あり、原本は会津若松の市立図書館にあり、異本の毛筆による写しが東大史料編纂所にあるだけの大変貴重な資料である。もっとも『会津藩教育考』の著者小川渉は明治16年にこれを書いたとき、『家政実紀』の端本278冊文化二年までのものを見たが、完本を得られなかったのが遺憾であると述べているから、民間にはもっと写本があるのかも知れない。また、東北大学図書館には、会津の原本のマイクロフィルムがあるようである。私は史料編纂所で見せて戴いた。それによると次のように書いてある。(括弧内と句読点は筆者。)

〔元禄八年〕六月五日安藤市兵衛儀 編集の本朝統暦見禰山御社江奉 納仕度由被任頼

これが本文である。以下一字下りで書いてある。

市兵衛儀去る元禄元年十月郡奉行勤中,不調法在て極入村江被遣,当年二月土手之内徘徊御免被成條処,兼而致編集條統曆は,神武元年より貞享元年迄二千三百四十四年の長曆にて,此内清和天皇より以来八百八年七冊にいたし,寛文八年林春斎殿の御門弟小出龍泉と申す者を頼,大学頭殿江被遣上候処,其時分本朝通鑑 御編集被成候に付,御入用に候間,寛平(宇多天皇西曆 889 年)より慶安十六年迄(慶安十六年なる年号はない。慶安5年9月18日承応と改元。従って慶安は4年までである。恐らく慶安元年(1648)の誤りであろう。元の字を一六と見,それを十六と写し違いをしたのではないかと思う。)大小,閏月,支干,日食を書抜可遣之由御申候に付進上候夫につき序文御認本朝統曆と書の名を御附被成候。此序十津様の御被見に入候者は、

109

30一自 1 —109

「大分の暦を編立,公儀の御用にも立(ち),春斎褒美の序を書かれ, 手柄を仕候」と御賞美被遊侯。此書全部致候はは,又序を御書認可被 下由,大学頭殿御仰侯旨,龍泉申聞侯処,此節清和以前,神武より千 五百弐拾年の長暦を考(え),五冊に致(し),都合拾弐冊,下書出来仕 侯間,先年再序を御書可被下由,被仰侯春斎殿御卒去に付,当大学頭 春常殿え申達侯得者,先書の訳け如何にも御覚侯由にて,後序をお書 被下侯,初の序は巻頭にかけ,後序は巻末に入れ侯様にと御書付を以 (て),春常殿御差図在之,其通取調春常殿序を被成侯御礼に,御広間 迄参り侯節,御逢被成,此書全部致侯はば,一部可遣之由被仰侯間進 上仕度,尤先年土津様達御聴,此度全部成就仕侯条,猪苗代御社へ奉 納仕度旨,市兵衛訴出侯に付,此段申上侯処,市兵衛儀年久敷間の暦 書,多年不相怠編集,差上,寄特の事に侯。猪苗代神社江致奉納,大 学頭殿江も可遣旨被御仰出侯。

とある。非常に達筆な草書で書かれているので、私の読み違いもあるかも知れない。しかし、これによって見れば、罪を許されたので、『本朝統暦』を献呈したので、献呈したから罪を許されたとする『日新館志』の記事は誤りであることがわかろう。そして実際は早く印刷が出来ていても、藩主に献呈した時に出来たとするのが、臣下としては当然であったろうから、その時に出来上ったように述べたので、それが元禄8年作と伝えられるようになったので、私の想像だけにすぎないけれども、もっと早く出来ていたと思う。

私は安藤が罪を得る以前に、木活字は完成していて、少部数は印刷ができた。しかし罪を得たために大量出版するわけにいかず、それまで刷ったわずかばかりが残り、そのうちに木活字はバラバラになり、大部の印刷はできなかった。そして藩主や先代の藩主(土津様)への献上も罪を得たために遅れたと考えている。現在国立公文書館に残っている『本朝統暦』は

後序に林整宇(『家政実紀』にある春常)の印が実際に押されている。だから、私はこれが、有益が林家に贈った十二冊であると考えている。それでは会津藩主や見禰山神社へ奉った書物はどうなったのだろうか?。明治維新の兵火にさらされて、亡失したのだろうか。大変残念な気がする。ただこれは私の想像だけで、確たる証拠はない。有益は藩主の『玉山講義附録』の活版印刷にもたずさわっていて、印刷にはかなり明るかったと考える。だから『本朝統暦』にしても、一枚一枚木版を作るよりは、白ぬきの六十干支と、普通の六十干支、正から十二までの数字印、一から三十までの数字印、二十四節気の文字、十二辰名と、初から八までの時刻数字だけの印字を作れば、それ程めんどうではなく安く印刷できると思って作らせたのではないだろうか。ただ、版木ならかなり後まで残るが、活字だと日を経ずしてバラバラとなり、収拾がつかなくなる点を誤算したのではなかろうか。

それでは、これ程に 彼を苦しめた 有益の 罪とは 一体どんなものだろうか。

私は従来貞享元年四月の幕府の書籍出版の禁令と、渋川春海の『日本長暦』との関係で、『本朝統暦』を印刷発行したことに対し、安藤有益はいわゆる別件で断罪されたのではないかと考えていたが、『会津家政実紀』巻七十一の判決理由書を読むに至って、余り釈前とはしないながらも、ともかく事件はあったので、『日本長暦』との関係というのは、私の思いすごしであることがわかった。長沢一松氏は前記『研究報告』で、「自作農創設特別措置の貞享年間版」と書いておられるが、それに近いものがあるように思う。要するに会津家臣団の勢力争いの結果というか、よくある出来事にすぎないようである。

『家政実紀』 巻七十一では,

元禄元年十月廿六日,郡奉行安藤市兵衛儀,同役宮本儀左衛門,野 30--自 I--111 111 口九郎太夫と猪苗代上山野争論に付,山三郷極入村へ被遣,蟄居被仰付。

という主文に続いて次の判決理由書がついている。原文は前記『研究報告』に記るされているので、ここでは読み易いように補って書いておいた。括弧内は筆者が補ったものだが、読み方はなるべく原文に従った。

猪苗代上山野に新田これあり候処、荒したき「現在の休耕田みたい にしたい〕由、去春百姓(ども)願い出候節、(先任の)郡奉行共「同 役4人〕係(の者が)食議候上,古来より,新町,北窪町,堤崎町, 島田、見禰、渋谷、長坂新田、本町(以上)八カ村の「現在も堤崎、 島田、見禰、渋谷、長坂の地名は猪苗代町に残っている〕草野(だっ たこと)に相究め、其の上明暦元年十七カ条の御条目の旨を以って、 かの畑は荒(地と)なし、その内少々竿入れし地「農耕地として登記 した土地〕がこれあり、此の分は荒すまじき旨、申しつけおき候処、 去年九月(新任の郡奉行の)市兵衛儀、猪苗代方(面)へ廻村致し、 郷頭「米の生産1万石の土地を組といい,組頭を郷頭という]名兵衛 宅へ止宿の節、本町の百姓喜太郎(は)、兼て市兵衛方へ出入を致し(お り) 候間、見舞のためまかりこし候みぎり、市兵衛(が)、「上山野の かの畑荒らし候由、姪智の半坂の同心高荻賀右衛門の所にて聞きおよ び候(が)、いよいよその通りに候や」と相尋ね候に付、「水呑小百姓 等は開発(を)願い候由 | (を答え), 其後市兵衛が委しく尋ね候故「か の畑(開発)御停止にて、水呑(小百姓)共迷惑致し候 | 由(を答え), 又当(元禄元年)正月喜太郎(が),市兵衛方へ参り候に付,「水呑もお 国の民にて候処、作り来候かの畑(作付)停止にて家業を失い、飢えに 及び候儀、憐愍これなき仕方、畢竟、先輩(郡奉行共)の了簡違いにて 候。此度願出候はば、開発申付べく候。直に訴出候よう水呑共へ申す べく談じ候。訴状望み候はば、認めとりなし候よう」にと申付候。

Ħ JE 月朝即位 ---

第1図 本朝統暦 巻一 第1ページ

ここに示したの神武元年と二年だけであるが、この部分は、渋川春海の『日本長暦』と全く一致しているし、後に述べる中根元圭の『皇和通暦』とも一致している。『日本長暦』はこの部分は冬至を示していない。この点が新しい。『日本長暦』と始めて異るのは、神武5年の12月の閏月のところからで閏月のいれ方に異同がある。そして月の大小はほとんど異同がない。これは渋川春海の使った定数と、月策(1朔望月)は余り変化はないが、中気策従って歳周が異っていると考えられる。(国立公文書館許可済)

壬 È F 5 こと DE THE SELECT

第2図 本朝統暦 巻五 25丁 (49ページ)

これも本書の表題からは逸脱するが、1例として文武4年(右端、年号は前ページになっている)大宝元年、同2年の部分を上に示した。もし儀鳳暦であるならば、4年は、正大辛亥、二小辛巳、三大庚戌、四小庚辰、閏七小丁丑、八大丙午、九小丙子、十大乙巳、また大宝元年は、八小辛丑、九大庚午、十小庚子、十一大己巳、さらに大宝2年は、七大丙寅、八小丙申でなければならない。(ここに記した以外は一致する。)だから、儀鳳暦によったとは考えられない。

四

4TI

第3図 本朝統暦 巻六(1ページ)

これは宣明暦になってからで,貞観 3 年の 1 部分(次ページにまだ 3 行ある)である。その詳しさは相当なものである。宣明暦を用いるようになったのは,『三代実録』によれば,貞観 3 年6月16日に「始頒行長慶宣明暦経」とあるので,実際の施行は貞観 4 年からと考えられる。それかあらぬか,貞観 3 年の朔干支は『三代実録』記載のものと異っており,『三代実録』に合わせれば,七小癸酉,八大壬寅でなければならない。(その他は一致する。)

30一自 I —115

とある。この調子で記るしてゆくと、本誌で6、7ページかかってしまうので、以下約1500字ばかりを省略するが、水呑共19人が訴状を認め、訴えたが、直訴はいけないと代官に止められ、肝入郷頭を経由することになったので、郷頭は「乱開発で草地がなくなり、秣刈に不自由で、本田に障りがあり、郡奉行が吟味の上荒すことに決めた用野第一の場所だからお受けできない旨」末書きをつけて願書を出した。それは市兵衛が不承知だが、郡奉行宮本儀左衛門、野口九郎太夫の所存と違うということで、9月2日公事所で糺すことになり、9月28日市兵衛は物頭へ身柄御預けになる。そして、(以下私なりの送り仮名を一々括弧をつけずに送ってある)

「上山野之儀は去春訴えに及び, 先輩吟味の上, 古来より八カ村の 草地に相究め、荒らすとなし置き候を、先者へ申し談ぜず、去秋より 当四月迄の内、密々内吟味を致し、剰え相役引籠り居り候内、一存を 以て、開発申付候段、たとえ善事をなすとも、恣しいままの計、御為 に宜しからず、第一十七カ条の御定目に相背き、加右衛門、本町喜太 郎等に申含め,水呑共訴訟致し候はば,かの畑開発申付べく候訴状の案 文を書き取りなし候様にと、喜太郎に差図致し、又水呑共飢えに及び **候段を実に聞き届け、かの畑開発を致すとなし候はば、なお以て、中** 間へこれを談し、まかすべきの道理の処、相談にも及ばず申付候儀、 何とか宿意これあるべきの由」を相尋ね候処、(市兵衛は)「全く余意 これなく候得共, かの畑停止に付, 水呑共飢えに及び候由, 承り, 不 便に存じ候。一篇の心入汔にて申付たる儀に候。然る処,水呑の内飢 えに及び候者壱人もこれなき段、私不吟味至極に候。且つ新田の開発 は金八拾五両の国益の由、書出候得共、草野迫り候得ば、本田不作紛 れなく、免租下り、御損失地下永久の痛に候。近くは同領白木城村の 免租、此の己然は五つ五分余の処、寛文八年大原新田村建ち、白木城 村秣養不足に成り、段々不作に付、免租下り、去免漸く壱つ七分に相

成候事、莫大の違いに候。すべて草野は本田第一の用物に候故、古来 より八ケ村の草野に定め置く所、検地物書遣わし、野広き一偏の改め、 或は石に文字書き埋候儀、又竿入れ新田荒候儀、二カ条を咎に申し懸 け、地下不服の処、数度彼是難渋せしめ、異儀に及ばざる様、筋なき 手形等を致し、上山野の内、草牛え勝れ、八カ村第一の場所、人の沢、 辺沢七拾丁これを打切り、私の筋を以て、無年貢のかの畑、 恣にこれ を免じ、以後新田開き候様申付候儀、不当の儀に候はば、御目付を乞 い、僉議致すべき哉と書出し候。訴の儀埒明き申渡候後、御目付を乞 い、其事を糺候と申儀、御作法に違い、将また奉行所へ差出候数通の 書付、穿鑿(=詮索)の上、品々虚文にて、連続致さず候儀、其究め 初より道理を取違候故、差出候書付共連続致すべきようもこれなく、 御不審の趣、少なりとも御穿鑿己前に存じより候はば、早速相役へも 誤り候段を申し述べ、尤も奉行所へも速にこれを達し、過ちを改むべ き儀に候へ共、先日呼出され候迄も、一己の所存宜しきとばかり心得 まかりあり候故、凡て御不審の条々、始中終申しわくべきようもこれ なく恐れ入り候し由申し述べ候。

とある。そしてまた御調べの文言約1500字ばかり省略するが,

市兵衛儀先輩の者吟味の上、かの畑荒らすとなし侯段不当の儀に申しなし、半坂同心加右衛門、本町喜太郎に心を移し、水呑共直訴仕り侯様にいたし、一己の了簡を以て、これを開くとなし侯段、定法違いに侯仕方、その職分に当らざる旨、公用の筋、自分で弁じ侯事たりとも、相役へ談じ、僉議仕るべく侯処、これを隠し、剰え数通の書付にも、虚文を綴り侯旨、八カ村の用野第一の処、地下不服の儀を兎角異議に及ばざるように難渋せしめ、手形取置侯段、上を憚らずほしいままなる所行、かつまた、本田衰え侯えば大分の不益に侯処、かの畑開くとなさば国益の由申上不届至極

ということで、判決として,

死刑難遁者に候得共,土津様御代卑賤之者を段々御取立,当御代 (保科正之の子松平肥後守正容)にも御取立候者故,死刑被宥之。御城 下十里余え在郷被仰付候。妻子一所に蟄居いたし可罷在候。為扶持米 五人扶持被下之旨,被仰出候に付,御目付白土勘九郎,秋田太左衛門 を以て市兵衛預り人三宅小兵衛宅にて申渡之。御徒目付并足軽小頭共 に七人,妻并伜久右衛門には足軽小頭共に四人差添え,市兵衛儀小兵 衛宅より直に,一同山三郷 極入村へ被遣之。市兵衛二男名左衛門御 供番儀,親の依御咎,於若松遠慮被仰付候。屹度慎可罷在候。小番鈴木 久五郎跡継候者に可在之候,下着候はば,名左衛門に申渡候通申渡之。 名左衛門と一所に可罷在旨。(括弧内筆者)

と安藤有益とその家族一同に対する罰を定めている。そしてこの後『家政 実紀』はこの件に関係した代官高木善九郎と、村上四郎兵衛両名に対する 閉門という処分とその理由を記載している。

長沢一松氏は『研究報告』で,

「『家政実紀』を通読する限り、有益の非を追及するに急にして、有益の立場、言訳については極めて少い。有益は己の一存念に基くものとして恐れ入っている。このことは有益が事上部に及ぶを恐れ、自己の段階で事件を止めたものと考えられ、而も山三郷配流中に五口俸の給を、配流中特に藩政に寄与することなく受けていることにも、史実に現われない何かを覗うことができる。」

としている。また、先に引用した『会津藩教育考』では、墓碑は堙磨して 読むことができないと書いてあったが、長沢一松氏は、やはり『研究報告』 で、

「安藤有益墓碑に、『公為人厳密、倹以家義、以接人不寛不超趄、能学 入神……』(赭赳は行き進まざるたたずむ意)」 とあるとしている。これが彼の人となりであろう。厳密は数学者の生命である。その厳密さが「人に接しても寛ならず」ということになったのであるう。長男,次男ともに家出をするような晩年の不幸につながるのも、彼の性格からだったかも知れない。

だから、せっかく印刷できたとしても、謹慎中に著書を献ずることなど 思いもよらなかったであろう。そしてまた、出来ていたのに献じないとい うのも申訳なく思ったであろう。だからこそ、献上できた時に出来たとし て公には元禄8年に出来たとして、それが『日新館志』に書かれたのだと 思う。だから、私は実際は早く出来ていたのであろうと思う。(元禄8年 2月に許され、それから印刷にかかり、6月始めまでに印刷できたという 疑いもまだ全く解消したわけではない。ただしそれだと『東国物語』の原 稿に二十四節気の名前の部分まで切取ってしまったのがおかしくなる。そ れで私はこれを取らない。)

国立公文書館にある『本朝統暦』は「浅草文庫」の印が押されている。これは明治7年から14年頃まで開設されていた「浅草文庫」の印で、三条実美の筆跡と伝えられる印であって、徳川家綱の時代にあったという浅草文庫のものではない。安藤が藩主に献上したものはどうなったのだろう。会津の落城の時にでも失われてしまったのであろうか。それとも、浅草文庫に入れられたものが、献上のものだろうか。

日本に一本を残すのみという稀覯書であり、私は大事な文献と評価するので、『日本長暦』の場合と同様に、序文、抜文および凡例を引用紹介したいと思う。後に私流の現代仮名遣いによる訓読をつけるので、返り点と送仮名は印刷の都合上省略した。また印刷の便宜上、原文にはない句読点を私の責任で補ったことをお許し顧いたい。

本朝統曆序

藁莢開而知晦朔, 黄楊厄而知閨, 自然之感応也。暖也熱也冷也寒也,

30一自 1 —119

其期不違者天之四時也。聖人継天立極, 占候者窺星宿之運度, 算術者 知気忍虑之分。於是定甲子以浩曆、後世倣之伝之,而天渾人意如合符 筋, 鳴呼至哉妙哉。然歷代伝家之説, 区而非無少異。本朝之古所用之 曆, 未詳為何家之曆。至清和帝貞観年中, 渤海国始貢宣明曆。乃是唐 朝之所伝也。爾来八百余年,伝習其説,每歳之曆運不敢違矣。名其家 者賀茂氏,其最而其徒弟稍多。中葉以来,世頻鞎虞諸道学衰,曆家亦 繼伝其算,不知所以自来,痛哉。仁和以前猶有国史存 而足以徵焉。 宽平以後, 国史闕而不伝。故其支干難詳知之。文永以後, 諸家日記亦 不多存。偶小説稗史之所載,亦唯記某日,不著支干。方今蒙釣命,修 本朝通鑑、於稽古記事,則猶似有足以徵焉。至叙支干,則少便於考証 者。頃聞会津士林安藤有益,自少好曆算 及壮強勉而不已。自貞観三 年 至今年寬文戊申,造長曆。其支干気候節中大小晦朔,日月之蝕, 閏余之積,不敢遺焉。八百余年之運度,可一覧 而知之。館生小出龍 泉,与有益旧識相睦,一日憑泉,試示其開巻於余,請其名。余聞而奇 之,以貞観実録,参考其両三年,更無差謬。蓋知其潜心於茲。既感其 勉強。故所求不能拒焉。乃名之日本朝統曆。鳴呼,此書全成,則於国 史之編修, 亦不有小補哉。広行干世, 則考今古, 観倭漢之書者, 亦豈 其金諸於戲校書,如塵埃風葉,掃則又生,況其曆術之算,毫釐之差, 謬以千里,不可不精。益々勉而勿懈。其全備之功,可以待焉。寛文戊 由季春 国史館提举弘文院林学士序。

(養莢開いて酶朔を知り、黄楊厄して閨を知るは、自然の感応なり。暖や、熱や、冷や、寒や、その期たがわざるものは天の四時なり。聖人は天を継ぎて極を立て、占候の者は、星宿の運度を窺い、算術の者は、気盈、朔虚の分を知る。ここにおいて、甲子を定めて以って暦を造る。後世、これに倣い、これを伝えて、天運、人意符節を合わせたるが如し。ああ、至れるかな、妙なるかな。しかれども、歴代伝家の説、区々にして少異なきにあらず。本朝の古、用うるところの暦、いまだ何れの家の暦たるかを詳かにせず。清和帝の貞観年中

に至って,渤海国始めて宣明暦を貢す。すなわちこれ唐朝の伝うる ところ な り。爾来八百余年、その説を伝習して、毎歳の暦運、敢えて違わず。其の家に 名づくる者は賀茂氏その最にして,その徒弟やや多し。中葉より以来,世しき りに艱虞にして、諸道の学衰え、暦家も亦わずかに其の算を伝えて、自ら来れ る所以を知らず。痛ましきかな。仁和より以前は猶国史の存するありて,以っ て徴とするに足れり。寛平より以後は国史欠けて伝わらず。故にその支干はこ れを詳かに知り難し。文永より以後、諸家の日記も亦多く存せず。たまたま小 説、稗史のするところも亦唯それの日を記るして支干をしるさず。まさに今鈞 命を蒙って『本朝通鑑』を修す。古をかんがえ、事を記るすに於ては、則ち猶 以って徴とするにたることあるに似たるがごとし。支干を叙するに至っては則 ち考証に便りあるもの少し。このごろ聞く会津の士林安藤有益、少より暦算を 好み、壮強に及んで勉めてやまず。貞観三年より今年寛文戊申に至るまで長暦 を造る。その支干、気候、節、中、大、小、晦、朔、日月の蝕、閏余の積り、 あえて遺さず。八百余年の運度、一覧してこれを知るべし。館生小出龍泉は有 益と旧識相睦にして、一日泉にたよりて試みにその開巻を余に示して、其の名 を請う。余聞いてこれを奇とし、『貞観実録』を以て、その両三年を参考する に、さらに 差謬なし。 蓋し知るその心をここに潜むることを。 既に勉強に感 ず。故に求むるところ拒むことあたわず。すなわちこれを名づけて『本朝統暦』 という。ああ此書全く成らば則ち国史の編修に於ても亦小しく補うにあらざら んや。広く世に行われば、今古を考え、倭漢の書を観る者も亦あにそれ舎諸。 戯れに書を校すること塵埃風葉の如し。掃けば則ちまた生ず。況んやその暦術 の算は、毫釐の差い謬るに千里を以てす。精しからずんばあるべからず。ます ます勉めておこたることなかれ。その全備の功、もって待つべし。寛文戊申季 春,国史館提挙 弘文院林学士序す。)

訓読は、漢文として多少おかしな読み方もあるが、忠実に原文の返り点 と送り仮名に従ったものである。

ところで、自然科学のものには、若干わかりにくい言葉もあるので、二 三註記しておこう。

藁莢(メイキョウ) これは古代中国の皇帝堯の時に、階に生えたとい 30一白 T —121

121

う瑞草で、毎月1日から15日まで、日毎に1菱ずつ生え、それ以後16日から16日まで、毎日1菱ずつ落ちた草だという。それで朔望あるいは日数がわかったので、暦草とか、暦莢とかいわれているもののことである。

黄楊の厄 黄楊の木は、毎年1寸ずつ長くなるが、閏年に逢うと、逆に3寸減ると言われている。(いや減りはしない長くならないだけだという説をしているものもある。)黄楊の厄自体は学問が退歩することのたとえだが、ここではこういうことで閏年がわかるという意に使ったのであろう。

貞観実録 これは『三代実録』――『日本三代実録』というのが正しいかも知れぬが――のうちの清和天皇の条を言ったものだと思う。両三年を調べたということだが、現在の統計学でやるように、ランダムに3年を抜取り検査したのではなく、始めに出来た巻六の最初の貞観3年から5年くらいまでを調べたのだろうと思うのだが、それだと、現在の『日本三代実録』と違う点のあることが、すぐわかるはずだと思う。この時代のものと現在の『三代実録』とは違っていたのであろうか。違っている点は後にふれるが、問題ではある。違いを見つけたので、「もっとしっかりやりなさい」と言って返したのであろうか。それにしては「さらに差謬なし」という序文はおかしいことになる。それとも『貞観実録』という異書があったのだろうかと、考えていたのだが、『会津家政実紀』を見るに及び、林春斎に差出したのは、寛平(889)からであることがわかったので、この点は考えなおさねばならない。

次は第12巻の後序である。これも前と同じ方針で記るしておこう。

本朝統曆後序

凡無曆則不能弁晦朔,不能分年月,不能知干支,是故伏羲則河図,画 易卦,配合五行,参錯陰陽,統治四時,変化万物,曆象所自来也。黄 帝命大撓作甲子,少昊命鳳鳥氏司曆,帝堯命義和,欽若昊天,曆象日 月星辰,帝舜在璿璣玉衡,以斉七政,大禹錫九疇,叙五行記小正序四 時, 商湯行甲寅曆, 成周之世, 冬夏致日, 春秋致月, 弁四時之叙, 漢 用太初曆, 晋用正始曆, 其後歷世, 至元明各無不有曆也。原夫天度日 月五星之運行,有遅速有進退,是以気盈而朔虚。曆家因其有余不足, 置閏於其間,定四時之気,成一歳之終,歳有定日,悶無定法,故立差 法 以追其变,不精於曆数,則不能知其妙也。会津士人安藤有益,素 好算術, 頗達曆数, 往年始造長曆, 自貞観三年辛巳, 至寬文八年戊 申。干時亡父鵝峰叟,編輯国史,以便考覧,感其志,記其趣,為之序 以期全備,且名之曰『本朝統暦』。其後有益弗輟弗措,頃歳又作長曆 五卷, 原其始補其闕。自神武辛酉元年, 至貞観二年庚辰, 総千五百二 十年, 其法粗如前式。曆運之久, 昭晰於一電覧之間, 不亦奇乎。本朝 之古, 貞観以前, 蓋有曆乎。我未聞之。有益嚮数其往, 而知来。今既 数其来, 而知往, 順逆雖異, 於数無違, 於是日不差而月成, 月不差而 時成, 時不差而歳成。依此理推此数, 則神代七五之曆亦如視掌乎。一 日一簡如是道理。一月一箇如是道理。一歳一箇如是道理。以至元会運 世十二万九千六百年。亦只如是道理也。古人云爾。我為有益又云爾。 因贅数語, 塞其所請。

貞享四年丁卯季夏 初五侍講学士整宇林戇直民甫序

(凡そ暦無からずば、晦朔を弁ずること能わず。年月を分かつことあたわず。 干支を知ることあたわず。是の故に、伏義河図にのっとって、易の卦を画し、 五行を配合し、陰陽を参錯し、四時を統治し、万物を変化す。暦象の自ら来れ る所なり。黄帝大撓に命じて甲子を作り、少昊鳳鳥氏に命じて暦を司さどらし め、帝堯義和に命じて、欽んで昊天にしたがって、日月星辰を暦象し、帝舜璿 璣玉衡をあきらかにして、以って七政をととのえ、大禹九疇をたまい、五行を 叙して、小正を記るし、四時を序す。商湯甲寅暦を行い、成周の世、冬夏日を 致し、春秋月を致し、四時の叙を弁じ、漢は太初暦を用い、晋は正始暦を用 う。其後歴世、元明に至るまで、各々暦あらざるということなきなり。たづぬ るに、それ天度日月五星の運行、遅速あり、進退あり。是をもって気盈ちて朔 虚なり暦家その余あり、足らざるによって、閏をその間に置いて、四時の気を 定め、一歳の終りをなす。歳に定れる日あり。閏に定れる法なし。故に差法を 立て、以てその変を追う。暦数にくわしからずば、その妙を知ることあたわざ るなり、会津の土人安藤有益素より算術を好んで、頗る暦数に達す。往年始め て長暦を造り、貞観三年辛巳より寛文八年戊申に至る。時に亡父鵝峰叟国史を 編輯す。考覧に便なるを以て、その志に感じ、其の趣を記るして、これが序と なして,以て全備を期し、且つこれに名づけて『本朝統暦』という。その後有 益、輟めず、措かず。頃歳また長暦五巻を作る。其の始めをたずね、其の闘を 補って、神武辛酉元年より、貞観二年庚辰に至って、すべて千五百二十年。そ の法ほぼ前式の如し。 暦運の久しき、一電覧の間に昭断たり、 また 奇ならず や。本朝の古、貞観以前、蓋し暦あらんか。我いまだこれを聞かず。有益、嚮 にその往を数えて而して来を知り、今既にその来を数えて而して往を知る。順 逆異なるといえども、数において違うことなし。ここに於て、日たがわずして 月なり、月たがわずして時なり、時たがわずして歳なる。此の理によってこの 数を推すは、則ち神代七五の暦も亦掌を視るがごとし。一日一箇かくの如きの 道理なり。一月一箇かくの如きの道理なり。一歳一箇かくの如きの道理なり。 以って元会運世十二万九千六百年に至るまで、亦ただかくの如きの道理なり。 古人しか言うのみ。我、有益のためにまたしか云う。よって数語を贅してその 請う所を塞ぐ。

貞享四年丁卯季夏 初五侍講学士 整宇林戇直民甫序)

林春斎の序文と同様に、前半はほとんど中国の故事だが、別に解説する 必要はあるまい。

この序文を見れば、安藤有益は、寛文8年3月以前に、現在の第6巻の貞観3年から、第12巻の寛文8年までを作り、そして林春斎のすすめによって、神武元年から貞観2年までの第1巻から第5巻までの5巻を補充し、さらに第12巻の後半の寛文9年以後貞享元年12月まで、宣明暦が行われていた時代を補充して、全12巻を貞享4年春までに完成させたと考えられる。この間実に足かけ19年をかけて計算したことになる。もっともこの

間に、『東鑑暦算改補』(延宝四(1676)年)を著わし、また寛文三(1663)年に出した『長慶宣明暦算法』7巻を同じ延宝四年に改訂しているのではあるが……。

では次に安藤自身の跋文を読んでみよう。

本朝統曆跋

唐朝宣明曆穆宗長慶年中徐昻之所造也 行干世七十有一年 到昭宗景 福癸丑 辺岡等改之換崇玄曆 本朝清和帝御宇 始伝習宣明曆之説 自貞観辛巳至貞享甲子 八百二十四年行干世 貞享乙丑年有詔改宣明 曆 謂之於貞享曆 余曽考自貞観辛巳 至寬文戊申 八百八年之長曆 年月日之支干 月大小 閏及朔望 日月蝕 常気 節中土用 気盈 朔虑之滅没日 悉以宣明曆法記之 草藁既成索弘文院学士林先生之明 断 学士奇之名日本朝統曆 且序日益勉而勿懈 其全備之功可以待焉 於茲考正而不止 自清和帝貞観二年 上至神武天皇元年 一千五百二 十年 月支干大小 閨 朔支干及冬至 有所推而記之 自寛文九年下 至貞享元年 十六年以宣明曆終焉 再寄州学整宇林先生 告其顛末 既作後序与余 以上三編叙次第為十二巻 林氏両先生之序 載巻頭巻尾 以蔵干家 或問「本朝之古未詳用何曆 然則子推上世 有何所因平」 予答日「推上世曆 旧証猶存矣 元史曆志記授時曆法曰「上推往古每 百年長一」 元人以此法 上推春秋獻公以来冬至 往々皆与天合 又 曰「庶幾千歳之日至 可坐而致」 皆是非所以当時曆 推往昔者乎 今我統曆与日域上世之曆運 欲知其同異 則歷代国史之中略有載支干 併考之則当否可以見也 会試以日本紀参考之 自神武至文武 一千三 百五十七年之間 記支干八百八十一 相合統曆者八百四十八 未決何 是者二 日本紀支干所誤三十一 此余国史未遑曆覧 屢期後日

時貞享四年丁卯秋七月既望 東奥 会津 安藤有益書

(唐朝の宣明暦は、穆宗の長慶年中に、徐昂がこれを造るところなり。世に行

わるること七十有一年、昭宗の景福癸丑(西暦893)に、辺岡等これを改めて崇 玄暦に換う。本朝清和帝の御字に始めて宣明暦の説を伝習して、貞観辛巳(西 暦 861) より、貞享甲子(西暦1684)に至る824年世に行わる。貞享乙丑年 (1685) 詔ありて、宣明暦を改む。これを貞享暦という。 余かつて 貞観辛巳 (861) より寛文戊申(1668) に至るまで808年の長暦を考う。年月日の支干, 月の大小、閏及び朔望、日月蝕、常気の節、中、土用、気盈、朔虚の滅没日、 ことごとく宣明暦の法を以てこれを記るす。草藁すでに成って,弘文院学士林 先生の明断をもとむ。学士これを奇とし、名づけて『本朝統暦』といい、かつ 序して曰く、「ますます勉めて懈たることなかれ。その全備の功もって待つべ し」と。ここに於て考正してやまず。清和帝貞観2年より上、神武天皇元年に 至るまで1520年の月の支干、大小、閨、朔の支干および冬至、推する所ありて これを記す。寛文9年より下、貞享元年に至るまで16年、宣明暦を以て終わ る。再び州学整宇林先生に寄せて、その顧末を告ぐ。既に後序を作って余に与 う。以上三編次第を叙して、十二巻となす。林氏両先生の序は巻頭、巻尾に載 せて以って家に蔵す。或るひと問う。「本朝の古、未だ何れの暦を用いること かを詳にせず。然らば則ち子が上世を推すこと何の因るところあるか」と。予 答えて曰く、「上世の曆を推すに、旧証なお存せり。元史の曆志に、授時曆の 法を記して曰く、『上往古を推すに百年ごとに一を長ず』と。元の人この法を 以て、上、春秋獻公以来の冬至を推すに、『往々皆天と合す』と。又曰く、『こ いねがわくは千歳の日至もいながらにして致しつべし』と。皆これ当時の暦を 以て、往昔を推する所のものに非ずや」と。今我が統暦と日域上世の暦運と、 その同異を知らんと欲すれば、則ち歴代国史のうち、ほぼ支干を載せあるを、 あわせこれを考うれば、則ち当否以って見るべきなり。余試みに日本紀を以っ てこれを参考す。神武より文武に至る1350年の間,支干を記るすこと 881。 統 暦に相合するもの848。 いまだ何れが是なるかを決せざるもの2。日本紀の支 干の誤るところ31。此の余の国史いまだ歴覧にいとまあらず。しばらく後日を 期す。時に貞享4年丁卯秋7月既望 東奥会津の安藤有益書す。)

別に解説は不要だと思うが、この「後日に期した」件に答えて、安藤は、 元禄10年に「六国史暦考」6巻を著わしている。 次に第1巻にある「凡例」を示しておこう。

本朝統曆凡例

- ○授時曆日日出為昼日入為夜矣 每曆以一昼一夜為百刻 今勘宣明曆 日法八千四百分也 然則一刻八十四分也 以十二辰分之則一辰八刻 二十八分也 夜半子時前四刻十四分以下属今日 後四刻十四分以上 属来日
- ○源親房正統紀曰 以大宝為年号之始矣 予従此説大宝以後之年号記 之 嚮此雖有大化白雉白鳳朱鳥等 偶取一時之佳瑞称之 相続不行 故統曆不記焉
- ○毎巻以王代分之 独清和帝貞観年序跨両巻者 以宣明曆之所始為別 巻故也
- ○三代実録日 貞観二年当有朔且冬至 而曆家偏依日分不足置於二日 今稽之故実 既有改定之理 宜改閏小月為大 即以十一月二日丁丑 為朔且冬至 予直從曆法以閏十月書小以十一月書大
- ○凡貞観三年以往 所記之節中土用滅没日之辰刻 雖先朔辰刻皆記朔 後 又節中土用滅没日之辰刻 雖後望辰刻 望日退則皆記望前 朔 望外皆従辰先後記焉
- ○凡望日退則雖子後四刻十四分以上及丑寅卯 皆属今日 故望退則記 幾日夜望
- ○凡日月蝕分限之余分 半強属末一分記幾分弱 半弱属前一分記幾分 強
- ○統曆所記 自神武元年至貞享元年 歷年凡二千三百四十四 月数二 万八千九百九十一 日数八十五万六千一百二十二 辰数一千二十七 万三千四百六十四
- ○自神武元年辛酉 至清和貞観二年庚辰 一千五百二十年 月支干大 小誾朔支干及冬至 有所考記焉 自清和辛巳 至今上帝貞享甲子

(授時暦にいわく,「日の出るを昼となし,日の入るを夜となす。毎暦一昼一夜を以て百刻となす」と。〔授時暦には,「日出為昼,日入為夜。昼夜一周共為百刻。以十二辰分之,毎辰得八刻三分刻之一」とある。〕 今宣明暦の日法をかんがえるに8400分なり。然るときは則ち1刻は84分なり。12辰を以てこれを分つときは,1辰は8刻28分なり。〔(84×8+28)×12=8400分〕夜半子の時の前の4刻14分〔1辰の半分〕以下は今日に属し,後の4刻14分以上は来日〔=明日〕に属す。

源親房〔北畠親房〕の『〔神皇〕正統紀〔記が正しいが,紀にあやまる〕』にいわく「大宝を以て年号の始となす」と。〔『神皇正統記』巻三文武天皇の項にある。〕 予この説に従って大宝以後の年号はこれを記るす。これよりさき,大化,白雉,白鳳,朱鳥等ありといえども,一時の佳瑞を取ってこれを称し,相続いて行われず。〔『神皇正統記』の説〕故に『統暦』に記るさず。

毎巻王代を以てこれを分つ。独り清和帝貞観の年序のみ、〔巻の五、巻の六の〕両巻にまたがるものは、宣明暦の始まる所をもって別巻となす故なり。

『三代実録』にいわく、「貞観二年まさに朔旦の冬至あるべし。しかるに暦家偏に日分の足らざるによって二日に置く。今これを故実に考えるに、既に改定の理あり。よろしく閏小の月を改めて大となすべし。即ち11月2日丁丑を以って朔旦の冬至となす。」と。 〔貞観2年は一章19年目の始めに当るので、朔旦冬至に当るはずである。しかるに暦博士真野麻呂等の奉った暦によると、11月2日丁丑の日の朝が冬至に当っている。しかし、貞観2年の暦は、9月が小で29日、10月が大で30日、閏10月が小で29日、11月が大で30日になっている。だから閏10月を連大月にして30日にし、11月を小の月にすれば、丁丑の日は11月朔日になるので、このように月の大小を改めて、朔旦冬至を祝したというのが、『三代実録』の記事の内容である。〕 予は直ちに暦法に従って、閏10月を以って小と書し、11月を以って大と書す。 〔すなわち暦法通りに11月2日丁丑冬至とし、朔旦冬至ではなくするというのである。しかし、実際に行われた暦日とは異なることになる。〕

凡そ貞観3年以往,記るすところの節,中,土用,滅没日の辰刻,朔の辰刻

に先だつといえども、皆朔の後に記るす。また、節、中、土用、滅没日の辰刻、望の辰刻に後るといえども、望日退かば則ち皆望の前に記るす。朔望のほかは皆辰の先後にしたがって記るす。 [これは朔の時刻に先立って、節、中等が起っても、それを朔以後に考えるということで、望の場合も、節、中等が望の後に起ったとしても、望が夜半すぎに起ったとしても、その望を前夜のことと考えるときは、節、中等を望の前に記るすということである。]

凡そ望日退かば、子の後4刻14分以上、及び、丑、寅、卯といえども、皆今日に属す。故に望退かばすなわち幾日夜と記るす。〔これは退望を述べたもので、望の時刻が夜半すぎ翌朝の夜明けまでに起ったとしても、それを前の日に起ったこととし考えることで、夜明けまでは前日夜と記るすことを述べたものである。〕

凡そ日月蝕の分限の余分,半強は末の一分に属して,幾分弱と記るし,半弱は 前の一分に属して,幾分強と記るす。

『統暦』の記るすところ、神武元年より、貞享元年に至る暦年は、凡そ2344、月数28991、日数856122、辰数10273464。 〔19年7 閏だから、暦年から2344× $\frac{7}{19}$ =863.5789…,よって閏月の数は863、だから月数は2344×12+863=28991、内大の月は 15383(閏月を含む)また小の月は13608(仝上)で、日数は30×19383+29×13608=856122 となる。そして辰数は、856122×12=10273464 となる。またこの間の平均朔望月は856122÷28991=29.53061294884……日である。〕

神武元年辛酉 [B C 660] より,清和〔天皇〕貞観 2 年庚辰 [A D 860] に至る1520年月の支干,大,小,閏,朔の支干および冬至,考えるところあって記るす。清和〔天皇〕辛巳 [A D 861] より今上帝〔霊元天皇〕貞享甲子〔1684〕に至る824年は長慶宣明暦の法をもって記るす。)

ここで訓読文中の〔 〕の中は、私が解説のために補ったもので、正しくは前出の原文を参照されたい。

これを見ると、宣明暦以前は「考えるところあって記るす」となっているだけで、何によって計算したのかを明らかにしていない。しかし上に示した跋文に、「授時暦の法を記るして」というところに、百年につき一分

の消長法を記るして,元の人が授時暦によって,春秋時代の献公以来の冬 至を計算したら,皆合っていたと述べたことから考え合わせると,百年に つき一分で,前回述べた正しい授時暦の消長法を用いたかどうかは明らか でないが,ともかく消長法を用いた授時暦の定数を利用して計算したもの と考えられる。

しかも『書紀』時代の『統暦』には、連大月はあるが、連小月はなく、 まして三大(大の月が3回続くこと)はないから、平朔によって計算した もので、授時暦の定朔法にはよっていないことがわかる。

なお、本稿の表題からは逸脱するが、文武天皇の2年からは、連小月があるので、定朔法によって計算したものであろう。ただし儀鳳暦による定朔法で計算した朔日とは異なるところがあるので、やはり授時暦法によって計算したものと思われる。(第2図解説参照)

しかし、貞観3年以後の、彼が宣明暦によって計算したと述べている年代のものと違って、第1図に示すように、神武天皇元年以降、貞観2年までは、朔の干支および冬至の日付と干支だけを示しているだけなので、定朔法によった部分は、計算法を追うのはかなり困難である。

[後記] 本稿執筆後に、本学教授の辻達也博士から、『会津家政実紀』は、吉川弘文館より、東北大学名誉教授豊田武博士によって逐次刊行されていることを教えられた。本稿に関係する部分はその第4巻で本年刊行されており、幸いにも校正段階で対校することを得た。私のは東大本によったため、若干文字の違いがある。例えば、109頁14行目の「被任頼」が、「被任願」になっている。また112頁8行目の北窪町、堤崎町、島田が、北窪、町堤崎、町島田になっている。その他に読み違いはないように思うが、読み方については辻教授にお教え頂いたことを記るして、謝意を表したい。また、前稿について東大名誉教授広瀬秀雄博士から御教示を受けたことを深謝したい。いづれ後編で訂正したいと思う。 (以下次号)